

鳥取市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市震災に強いまちづくり促進事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)をいう。
- (2) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (3) 建築物 住宅以外の建築物をいう。
- (4) ブロック塀 補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。
- (5) 耐震診断 別表第1の第1項に掲げるもののうち、いずれかの診断により行う住宅又は建築物の地震に対する安全性の評価をいう。
- (6) 耐震設計 耐震診断の結果に基づく住宅又は要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修(要緊急安全確認大規模建築物については耐震改修に代わる建替え又は除却を含む。)を行うための設計をいう。
- (7) 耐震改修、建替え又は除却 耐震改修は、別表第1の第2項に掲げるもののうち、いずれかの方法により行う住宅又は要緊急安全確認大規模建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした補強又は改修の工事(本補助金の交付申請を行う時点における最新の構造耐震指標の基準を満たすために行われるもの又は木造一戸建ての住宅において当該基準を満たすために段階的に行われるものに限る。)を、建替え又は除却は、要緊急安全確認大規模建築物の建替え又は除却の工事をいう。
- (8) ブロック塀耐震対策 既存ブロック塀の全部を除却又は高さを0.6m以下に除却(安全性が確認されたものに限る。)及びブロック塀を除却した範囲に行う軽量なフェンス、生垣等への改修(以下「フェンス等改修」という。)をいう。
- (9) 設計図書 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第12号に定める図書をいう。
- (10) 要緊急安全確認大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (11) 避難路 鳥取市耐震改修促進計画(平成28年3月改定)第5章2(4-2)に位置付けた道路をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定めるところによる。

(交付目的)

第3条 本補助金は、耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物及びブロック塀の耐震化の促進を図ることにより、地震による倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全性を確保することを目的として交付するものとする。

(対象建築物等の要件)

第4条 本補助金の交付の対象となる住宅、建築物（以下「対象建築物」という。）及びブロック塀は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築されたもの又は木造一戸建ての住宅で平成12年5月31日以前に建築されたものであること。

(2) 原則として交付申請時において、建築基準法第9条第1項に基づき特定行政庁から措置を命じられていないこと。

2 前項の規定によるもののほか、耐震設計、耐震改修、建替え又は除却を行う場合においては、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものであることとする。

3 マンションの耐震改修及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修又は建替えにおいて本補助金の交付を複数年にわたって受ける場合にあつては、予め国土交通省中国地方整備局長から全体設計の承認を受けたものであること。

4 ブロック塀耐震対策の場合にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当するブロック塀（以下「危険ブロック塀」という。）であること。

(1) 高さが0.6mを超えるもの

(2) 不特定の者が通行する道路に面したもの

(3) 別表第3又は別表第4により安全対策が必要と判断されたもの

(補助対象者)

第5条 本補助金は、対象建築物の耐震診断、耐震設計、耐震改修、建替え若しくは除却又はブロック塀耐震対策を行う民間事業者に対し、交付する。

(補助対象経費等)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震診断を行う場合にあつては住宅1戸（長屋及び共同住宅にあつては1棟）又は建築物1棟あたり、耐震設計又は耐震改修を行う場合にあつては住宅1戸（長屋及び共同住宅にあつては1棟）又は要緊急安全確認大規模建築物1棟あたり、建替え又は除却を行う場合にあつては要緊急安全確認大規模建築物1棟あたり、ブロック塀耐震対策を行う場合にあつては1敷地あたりそれぞれに要する経費とする。

2 対象建築物の耐震診断、耐震設計、耐震改修、建替え又は除却及びブロック塀耐震対策に係る補助対象経費の限度額は、別表第2に定めるものとする。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、次の各号に掲げる区分に応じて予算の範囲内で交付する。

(1) 耐震診断 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り上げる。）

(2) 耐震設計 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げるところにより算定した額（1,000円未満の端数は、これを切り上げる。）

- ア 木造一戸建ての住宅 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
- イ 木造一戸建て以外の住宅 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額
- (3) 耐震改修 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げるところにより算定した額（木造一戸建ての住宅にあつては1,000,000円を限度とする。）
- ア 木造一戸建ての住宅 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り上げる。）。ただし、令和2年度までに耐震設計の補助を受けたものについては補助対象経費に100分の23を乗じて得た額とする（1,000円未満の端数は、これを切り上げる。）。
- イ 木造一戸建て以外の住宅で構造耐震指標 $I_s < 0.6$ のもの 補助対象経費に100分の23を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り上げる。）
- (4) 建替え又は除却 要緊急安全確認大規模建築物で構造耐震指標 $I_s < 0.6$ のもの 補助対象経費に100分の23を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り上げる。）
- (5) ブロック塀耐震対策 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げるところにより算定した額（1,000円未満の端数は、これを切り上げる。）
- ア 除却の場合 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（避難路沿いの危険ブロック塀は300,000円、避難路沿い以外のは150,000円を限度とする。）
- イ フェンス等改修の場合 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（避難路沿いの危険ブロック塀は200,000円、避難路以外沿いのは100,000円を限度とする。）
- (交付申請)

第8条 規則第4条の規定により、本補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第4条第1号の事業計画書（様式第1号）
- (2) 規則第4条第2号の収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する申請をするに当たって、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
(着手届の提出)

第10条 補助対象事業に着手したときは、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合に該当し、着手届は要しない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による補助事業等実績報告書は、原則として補助事業完了後1か月を経過する日又は本補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき規則第12条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 第1項に規定する実績報告書を提出するに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業が複数年にわたる場合の年度終了実績報告書)

第12条 本補助金の交付を受ける民間事業者の補助事業が複数年にわたる場合は、各年度において実施した補助事業の実績を3月31日までに、進捗状況(年度終了)の実績報告書(様式第3号)を添えて市長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があった場合には、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成19年10月22日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の鳥取市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年1月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の鳥取市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定により申請が行われた補助事業については、なお従前の例による。

(額の算定の特例)

3 施行日から平成23年3月31日までの間に交付決定を行う本補助金の額の算定については、第7条第1項第2号中「合計額」とあるのは、「合計額に補助対象経費に100分の77を乗じて得た額(300,000円を限度とする。)を加えた額

(補助対象経費が、1,500,000円以上2,000,000円未満の場合は100,000円、2,000,000円以上の場合は200,000円、をその額に加えた額)」とする。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 耐震診断

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第一に示すもの
- (3) 国土交通省住宅局監修の「木造住宅の耐震診断と補強方法（木造住宅の耐震精密診断と補強方法 改訂版）」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの

2 耐震改修

- (1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するようにおこなわれるもの
- (2) 指針第二に示すもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの

別表第2 (第6条、第7条関係)

- 1 耐震診断 次の各号に掲げる区分に応じて算定するものとする。
 - (1) 一戸建ての住宅 次のア又はイに掲げる額又は耐震診断に要する経費のいずれか低い額
 - ア 木造一戸建ての住宅 1戸当たり108,900円(当該一戸建ての住宅の設計図書がない場合にあつては134,200円)
 - イ 非木造一戸建ての住宅 1戸当たり136,000円(第二次診断法以上の診断法に限る。)
 - (2) 共同住宅若しくは長屋又は建築物 3,000,000円又は次に掲げる区分に応じて計算した合計金額と耐震診断に要する経費のいずれか低い額
 - ア 面積が1,000㎡以内の部分 1㎡当たり3,670円を限度として当該面積を乗じて得た額
 - イ 面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 1㎡当たり1,570円を限度として当該面積を乗じて得た額
 - ウ 面積が2,000㎡を超える部分 1㎡当たり1,050円を限度として当該面積を乗じて得た額
- 2 耐震設計 次の各号に掲げる区分に応じて算定するものとする。
 - (1) 木造一戸建ての住宅 240,000円又は耐震設計に要する経費のいずれか低い額
 - (2) 共同住宅若しくは長屋 3,000,000円又は前項2号のアからウに掲げる区分に応じて計算した合計金額と耐震設計に要する経費のいずれか低い額
 - (3) 要緊急安全確認大規模建築物 前項2号のアからウに掲げる区分に応じて計算した合計金額と耐震設計に要する経費のいずれか低い額
- 3 耐震改修、建替又は除却 次の各号に掲げる区分に応じて算定するものとする。
 - (1) 木造一戸建ての住宅 耐震改修に要する経費
 - (2) 共同住宅又は長屋 18,000,000円又は耐震改修に要する部分1㎡当たり34,100円(マンションにあつては1㎡当たり50,200円)を限度とし、当該面積を乗じて得た額と耐震改修に要する経費のいずれか低い額
 - (3) 要緊急安全確認大規模建築物 1㎡当たり51,200円(免震工法等特殊な工法によるものにあつては1㎡当たり83,800円)を限度とし、当該面積を乗じて得た額と耐震改修に要する経費のいずれか低い額
- 4 ブロック塀耐震対策 次の各号に掲げる区分に応じて算定するものとする。
 - (1) 除却 1m当たり18,000円を限度とし、塀の延長を乗じて得た額と除却に要する経費のいずれか低い額
 - (2) フェンス等改修 1m当たり25,000円を限度とし、フェンス等の延長を乗じて得た額と改修に要する経費のいずれか低い額

別表第3（第4条関係）

（補強コンクリートブロック塀の点検表（鉄筋が入っていない場合は組積造の塀の点検表を使用））

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2. 2 m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2 mを超える塀で15 cm以上又は高さ2 m以下で10 cm以上	はい	いいえ
3 鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦それぞれ径9 mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径9 mm以上の鉄筋が縦横80 cm以内の間隔で入っている	はい	いいえ
4 控壁（高さが1.2 mを超える塀の場合）	長さ3.4 m以内ごとに、径9 mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ
5 基礎	丈が35 cm以上で根入深さが30 cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、又は1 mm以上のひび割れがない	はい	いいえ
7 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ
8 その他	塀が土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない	はい	いいえ
評価	8項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したものの	はい	いいえ
高さ確認	0.6 mを超えるもの	はい	いいえ
<p>上記のとおり報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>報告者（建築士又はブロック塀診断士）</p> <p>資格（ ）建築士（ ）登録 第 号</p> <p>ブロック塀診断士 第 号</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p style="text-align: center;">（自署の場合は押印不要）</p>			

別表第4（第4条関係）
（組積造の塀の点検表）

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1. 2 m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい	いいえ
3 控壁	長さ4 m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4 基礎	根入深さが20 cm以上ある	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、又は1 mm以上のひび割れがない	はい	いいえ
6 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ
7 その他	塀が土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない	はい	いいえ
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したものの	はい	いいえ
高さ確認	0.6 mを超えるもの	はい	いいえ
<p>上記のとおり報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>報告者（建築士又はブロック塀診断士）</p> <p>資格（ ）建築士（ ）登録 第 号</p> <p>ブロック塀診断士 第 号</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> <p style="text-align: center;">（自署の場合は押印不要）</p>			

様式第1号（第8条、第11条関係）

（略）

様式第2号（第8条、第11条関係）

（略）